

教育実習の受け入れについて

千葉県立東葛飾中学校
教務部

本校での教育実習は、下記の条件を全て満たす方のみ申込みを受け付けます。受付期間は、実習を行う前年度の4月10日から4月30日です。(土日祝日は除きます)。教科科目の事情や申込み人数によって、受け入れができないこともあります。

1 教育実習受け入れの条件

- (1)千葉県立東葛飾中学校の卒業生であること。
- (2)高等学校又は中学校の教職に就くことを第一志望としていること。
- (3)本校の教育方針及び指導教員の指導に従って行動できること。
- (4)打合せや事前指導等、指定された日時に来校できること。
- (5)教育実習期間中(原則として6月の第1月曜日から3週間)休まず出席できること。

2 申込みから事前指導までの流れ

(1) 申込み(前年度の4月10日から4月30日)

教育実習希望者は『教育実習許可願』を本校ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入したうえで、本校校長宛にFAXで送信する。

※FAX(04-7143-8677)送信後、受信の有無を東葛飾中学校(04-7143-8651)に電話で確認してください。

※FAX・電話の受付時間は、土日祝日を除く上記期間の 8:30~16:30 です。

※特別な理由により申込みが5月以降(6月末まで)になった場合は、管理職と教務部で協議し、その理由が正当と認められれば受け入れます。ただし、希望者数が多い場合は4月中に申し込んだ希望者を優先します。

(2) 受け入れ可否の連絡(前年度の5月中旬)

教科主任より教育実習希望者に受け入れの可否を連絡(電話またはメール)します。

※可否を判断するために、必要に応じて電話相談や面接を行うことがあります。

(3) 受け入れの内定通知と来校手続きの日程調整(前年度の6月下旬)

職員会議において正式に受け入れが承認されたことを、教育実習係より教育実習希望者に通知(メール)します。併せて来校手続きの案内や来校日の調整をします。

※特別な事情が無い限り、教科主任からあった連絡の通りに承認されます。

(4) 来校手続き(前年度の7・8月)

教育実習内定者は調整した日時に来校し、教育実習係の指示により『教育実習願』を作成(印鑑が必要)・提出する。

※『教育実習許可願(原本)』、『大学からの教育実習内諾書等』を持参してください。

(5) 教科主任との打合せ(前年度の7月から3月)

教育実習内定者は『教育実習願』提出後(当日または後日)、必要に応じて教科主任や教科の職員と事前指導までの間に準備すべきことなどについての打合せを行う。

※この打合せは必ず実施するものではありません。打合せの有無や日時・形式は、各自で教科主任と相談してください。

(6) 事前指導(実習年度5月下旬)

教育実習内定者は教育実習係より連絡のあった日時に来校し、事前指導に参加する。事前指導終了後、各教科の実習担当職員と打合せを行う。

※事前指導の日時や詳細は4月末に連絡(メール)します。

※『健康診断書(胸部X線写真を含む)』、『大学からの教育実習関係書類等』を持参してください。